

第15号議案

春日市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年2月22日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

春日市下水道事業の設置等に関する条例(昭和63年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「自己資本金」を「資本金」に改める。

第8条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第5条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。